

湖西市一般廃棄物処理業等合理化検討審議会 答申の方向性について（委員長私案）  
※第 4 回審議会にて提示

1 委託業務（し尿収集運搬業務）について

一般廃棄物の適正な処理を継続的・安定的に実施していくことは、市の重要な責務である。

その大前提のもと、市民からの貴重な税や料金等を適切に活用すべく、し尿収集運搬に係る業務効率の向上や経費削減等、時代状況に応じて不断の見直しを行っていくことが市には求められる。

とりわけ、下水道整備や人口減少が進む中、現行のし尿収集運搬体制を維持したままでは非効率が拡大していくことが避けられず、その是正・改善が喫緊の課題である。

し尿収集運搬業務に関して、現状の委託制と比較して許可制は業者の裁量を大きく拡大し、業者の創意工夫による業務効率の向上に資するものであると考えられるため、許可制に移行することが望ましい。

ただし、市民、業者にとっては大きな変更となることが避けられないことから、移行に際しては十分な準備期間をとり、影響を最小限に留めるべく努力すること。

2 許可業務（浄化槽汚泥収集運搬及び仮設トイレのし尿収集運搬業務）について

一般廃棄物の適正な処理を継続的・安定的に実施していく観点から、廃掃法、環境省通知、市の一般廃棄物処理計画等を踏まえつつ、可能な限り現状の 3 社体制を維持していくこと、また、現在の許可区域を撤廃し 3 社で市全域を許可範囲とすることが望ましい。

とりわけ「許可区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮する」（平成 26 年 10 月 8 日環境省通知）といった観点から、早急に許可区域を撤廃するよう見直すべきである。

ただし、区域割撤廃に伴う需給の変動や過当競争や合理化学業への影響に対する業者の懸念が生じないようにするとともに、市民に対しても混乱を及ぼすことのないように、市と業者は、区域割撤廃を前提として十分な連携・協議を重ね、実効的な措置のあり方について検討すること。

3 し尿等処分料金について

受益者負担の導入は時期尚早であり、まずは考え方を整理する必要がある。

し尿等処理料金については、収集運搬体制の変更や区域割の撤廃による市民生活の影響や、全国的な廃棄物処分の受益者負担の動向等について注視しつつ、慎重な議論が求められる。

4 その他（業者との協議について）

収集運搬体制の変更にあたっては、業務に支障が生じないよう実務を担う業者と十分な協議を行うこと。